

平成24年1月11日

第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議報告書の概要

1. 第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議

第3号被保険者不整合記録問題の発生の原因と背景を明らかにすることによって、年金行政・年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図るために平成23年6月に設置された。

2. 調査会議構成員

赤松幸夫（弁護士 赤松・米津総合法律事務所）
伊藤正次（首都大学東京都市教養学部法学系教授）
（座長）辻 泰弘（厚生労働副大臣）
柳 志郎（弁護士 新村総合法律事務所）
山崎泰彦（神奈川県立保健福祉大学名誉教授）

3. 報告書の概要

（1）第3号被保険者制度の運用・改善等の変遷（事実認定と評価・問題点）

- 昭和61年の第3号被保険者制度発足当初、事務処理上問題含みであることは認識され、チェックシステムも検討されていた。
初期段階で検討に止まったのはやむを得ないが、ITの進歩や番号制度の整備等に併せた中長期を見据えた改善計画が見られない。
- 被保険者の記録管理の取組み
 - ・ 昭和63年度から届出勸奨状送付が開始され、順次精度は向上するが、抽出条件の不備等の問題は残っていた。
 - ・ 平成7年度に不整合記録保持者に対する勸奨が行われ、約62万人の記録が訂正されたと推定される。市町村からは、当時徹底的に取り組んだとの情報もあった。
 - ・ 職権適用は昭和60年にも検討されたが、全国的に行われるのは平成17年度。平成10年度から実施していた市町村もあった。
- 裁定請求審査時の取扱い
 - ・ マニュアルの整備、審査事務の集約化等が進む平成18年度以前は見落としが発生しやすい体制であったことは否めない。
 - ・ 裁定請求審査時に遡って記録訂正するのは本来例外であり、むしろ被保険者期間における記録管理を重視すべき。

(2) 「運用3号」に至る経緯（事実認定と評価・問題点）

平成22年

- 1月： 職員アンケートの指摘と日本年金機構のDB調査から、第3号被保険者の不整合記録が大量に存在することが判明
- 2月17日：年金局内での検討。
 - ・ 担当課の案は、受給者は不整合記録を探索せず、被保険者は記録の訂正を行うというもの。
 - ・ 出席者からは、記録問題の一環として、迅速に、受給者等のサイドに立って解決すること、長期間放置しておいて突然記録訂正するのは信頼保護の観点から懸念があること等の指摘あり。
 - ・ 結果として、実質的に「運用3号」と同じ案となる。
 - ・ 運用で解決できると考え、法的措置が必要となる方策を無意識のうちに検討対象から排除。
- 3月29日：年金記録回復委員会提出案について大臣が了承（政務官は3月27日に了承）
 - ・ 政務としては、行政に落ち度があると感じ、了承した。
 - ・ 諸々の年金記録回復委員会案件などとともに相談された。
 - ・ 他の選択肢を比較検討する発想が組織的に共有されていなかった。
- 同日：年金記録回復委員会が年金局の案を了承
 - ・ 不公平との意見があった一方、事務の不徹底があったと考えられること、等の意見が委員から出た。
 - ・ 委員長は「不承不承であるが承認として良いか」ととりまとめた。
- 12月15日：「運用3号」通知発出

(3) 第3号不整合記録問題への対応に対する総括的な評価

- ① 約97.4万件という膨大な数の不整合記録保持者が生じた原因は、届出を意図的に回避する者の存在等とともに、昭和61年以降の第3号記録の管理に様々な不備があったこと、問題の全体像が把握されることなく対応策の効果が限定的であったこと等旧社会保険庁の年金記録管理体制の不備にあることは確かである。一方、平成22年1月以降、年金局と日本年金機構は、不整合記録保持者の記録訂正に伴う不利益の回避や迅速な対応を重視するあまり、法律改正を必要とする措置を検討対象から除外し、正規の届出等の手続きをとった者との公平性について十分に

考慮しなかった。その結果、いわゆる「運用3号」の取り扱いの実施により、かえって年金制度に対する信頼を問われかねない事態を招くこととなった。

- ② 年金記録の正確性の確保は、国民一人一人の老後の生活設計や財産権に影響する問題であることから、年金行政・年金業務の企画立案に携わる者は、最善の解決策を導くために多面的に検討を尽くすことの必要性を再認識すべきである。具体的には個々の問題の本質を正しく把握し、関係者の多様な意見を聴取する機会を設けることにより、法律改正による対応も含め、考え得る複数の案のメリット・デメリットを熟慮した上で実施に移すという丁寧なプロセスが求められる。

(4) 年金行政・年金業務の適正化に向けた今後の取り組み

厚生労働省及び日本年金機構においては、更なる不整合記録の発生を防止し、国民に信頼される年金制度運営を行うため、次の観点から改善策を講じていく必要がある。

- ① 「運用3号」のような制度の趣旨と関わりがある問題に対する対応策については、制度面からの検討も十分行うべきであり、年金制度に関する問題を取り扱う社会保障審議会の関係部会にも諮ることやパブリックコメント制度を活用することなど、より幅広い関係者を含めた議論を行うことが必要である。
- ② 現場の実態把握を起点とする業務改善サイクルを恒常的に稼働すべきである。その際、市町村、事業主、社会保険労務士等の現場の関係者との意見交換や情報共有が必要である。
- ③ 企画立案、事業実施、システム開発等関係の各部門間の連携を更に強化すべきである。
- ④ 財政面のサイクルを考慮すれば、第3号被保険者資格記録の誤りは2年以内に訂正していくことを基本とした運用が望ましい。
- ⑤ 資格記録の管理、裁定請求の審査等の事務処理上の問題については、年金局及び日本年金機構において常に精査し具体的な改善策を講じる体制を強化する必要がある。